

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20520005

研究課題名(和文) 裁判員制度と犯罪被害者参加制度の新設下での死刑存廃論の倫理学的研究
 研究課題名(英文) Ethical research of the death penalty continuation-or-abolition theory under establishment of a jury system and a crime victim participating system in Japan

研究代表者

平田 俊博(HIRATA TOSHIHIRO)

国立大学法人山形大学・大学院教育実践研究科・教授

研究者番号：60113974

研究成果の概要(和文):

現代の日本において、どのようにして死刑制度について国民的合意が可能か、をカント倫理学に立脚して市民レベルで究明した。そのために、生者と死者の相関関係の3様態に基づく近代倫理の3区分という新機軸の構想を導入することによって、殺人行為の3領域を明らかにした。つまり、行為者に定位する功利主義的な近代法、行為とその動機に定位するカントの義務倫理、行為の結果に定位する前近代の宗教倫理である。

研究成果の概要(英文):

It was studied on the citizen level how a national consensus would be possible in present-day Japan about capital punishment according to the Kant ethics. Therefore, three domains of a murderous act were clarified by introducing the design for the new device of three classification of the modern ethics based on 3 aspects of the correlation of the living person and the dead. They are the utilitarian modern law orientated to a offender, and the Kants duty ethics orientated to an act and its motive, and the pre-modern religion ethics orientated to the result of an act.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：死刑存廃論、裁判員制度、犯罪被害者制度、カント倫理学、近代倫理の3様態、国民的合意、3種の純粹理性、3種の感性

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、死刑制度の是非について現代の日本において、どのようにして国民的合意が可能か、をカント倫理学の基本理念に立脚して、市民レベルで究明しようとする。いま市民レベルとは、日本ではここ二、三年のう

ちに裁判員制度と犯罪被害者参加制度が新設、導入されることが既に決定していて、裁判に関して素人にすぎない一般市民が、自由意志の主体として判決に積極的に関与しなければならないからである。これまで日本では裁判全般が職業裁判官と検察官と弁護士

の、いわゆる法曹三者であるプロのみによって独占的に差配されてきたのであるが、最早そうしたプロに任せっきりにするわけにはいかなかった。

(2)それで、この際とりわけ問題となるのは、多少のブレを伴いつつも日本では賛否が相半ばしてきた死刑制度の存続について、一定の国民的合意をとりつけられるかどうか、である。死刑制度の存続を承認するのか、それとも、死刑制度に代えて、例えば終身刑制度を新設して現行の刑法体系を全面的に改正するかが、争点となる。稔りある合意への道筋を確かなものとするために、本研究は、中立的で倫理的立場に立ち、近代倫理の3区分という新機軸の構想を導入することによって、新しい解決策を提示したい。

(3)本研究の全体構想に関連する研究は、国内では見当たらない。くじで選ばれた一般市民が、プロの裁判官と一緒に殺人や放火などの重大事件を裁く裁判員制度が2009年春までに始まり、また、それに先立って2008年12月までに、改正刑事訴訟法に基づいて犯罪被害者参加制度も実施され、犯罪被害者や遺族が、刑事裁判で被告人質問や求刑の意見を述べる事が認められる。

司法への国民参加が一挙に実現するのであるが、こうした画期的な制度の急変に国民のほとんどは、きちんと対応しきれていないようである。新聞を中心とするマスコミや一部の法学者を除いて、一般市民はもとより、倫理学者の多くも関心が極めて薄いようで、注目に値する論稿もほとんど見当たらない。その意味で、本研究の学術的価値は大きい。

(4)裁判員制度も犯罪被害者参加制度もこれから始まる日本独自の制度で、これらに関する国外の研究はまだなく、今後の課題となる。したがって、本研究の成果は将来、海外でも注目される可能性が大きい。とりわけ、英米系の陪審制度と独仏系の参審制度との倫理的な比較研究が重要となり、それゆえ本研究は嚆矢的な先行研究としての意義をもつ。

2. 研究の目的

(1)本研究は、死刑制度の是非について現代の日本において、どのようにして国民的合意が可能か、をカント倫理学の基本理念に立脚して、市民レベルで究明しようとする。

(2)そのために、中立的で倫理的立場に立ち、近代倫理の3区分という新機軸の構想を導入することによって、新しい解決策を提示したい。

3. 研究の方法

(1)本研究者は教員養成のための教職大学院と地域教育学科に勤務し倫理学を担当しているので、職務内容と本研究は密接に関連しており、基本的に相違点はない。

(2)しかも、本研究の動機が、学校でのいじめ死亡事件への対応にあった。つまり、死者である被害生徒と生者である加害生徒の関係が、法律上の倫理ではなくて、道徳的倫理の関係ではないかと考えついたことから出発した。そして、講義等での学生との対話を通して、「なぜ人は人を殺してはいけないのか」という倫理的問いへと発展させて、さらに、殺人行為の抑止装置としての死刑制度の意義を究明する必要に迫られた。このように、本研究は職務的な研究内容を一段と深め充実させるものである。

(3)研究資料については、死刑存廃論に関する文献、裁判員制度に関する文献、犯罪被害者に関する文献のすべてについて、最新のものが不足しているため適宜とり揃える。とりわけ英国と米国の文献については最新のものの以外も不十分なので早期に購入したい。

(4)そのつどの研究成果を日本倫理学会、日本哲学会、日本カント協会、カント研究会、日本現象学会、東北哲学会、比較思想学会、地球システム・倫理学会、日本仏教教育学会などで年に3回発表して、批判的に検討してもらう。その際に、文献調査・収集も同時に行う。

4. 研究成果

(1) 裁判員制度とカント哲学の関連を明らかにして、トランス・モダンの倫理学をデザインした。2009年5月に始まった裁判員制度で、加害者重視の従来の法廷構造が被害者重視へと転換した。それで、死刑制度の問題を原理的に、つまり哲学的に検証する必要がますます高まりつつある。これまでより加害者の人権の比重が相対的に軽くなった分、いよいよ死刑求刑判決に慎重さが求められる。

死刑制度廃止が世界の趨勢となりつつある現在、死刑存置論者がなお最後の拠り所とするのがカントである。カントの批判哲学の急所は物自体と現象の二元論にあり、それを人間に適用して同一人物を本体人と現象人とに使い分けることで、カントの論証が成立する。根源的な社会契約に参加し立法し、判決を下し犯罪者に死刑を宣告するのは、本体人で、これに対して、刑法に服し死刑を課されるのは、犯罪能力者たる現象人である。同一人物中の本体人が理性的人格として、片割れの犯罪的人格に死刑を課す。しかし、公民的人格性を喪失した犯罪者にも生得的人格性を、つまり理性を認めて自発的に自らを断罪することを、カントは要求する。したがって、犯罪者は単なる現象人ではない。この点にカントの論証の瑕疵があることを明らかにした。

(2) 裁判員裁判のために、殺人行為の3領域を区分した。生者と死者の相関関係の3様態に基づく殺人行為の3領域の特徴 未

来・予測：行為者(加害者)のための倫理・3
人称(単・複)の死・(合理的)功利主義的
正義：モダン(近代)・科学技術 過去・
追憶：行為の動機のための倫理・2人称(単・
複)の死・(合理的)定言命法的正義：トラ
ンスモダン(超近代)・意識分析 現在・
感情：被害者(死者と遺族)のための倫理・
1人称(単・複)の死・(非合理的)同害報
復的正義：プレモダン(前近代)：幻影・脳
神経科学

(3)殺人行為の3領域を明らかにした。行為
者：近代法。行為：近代道徳。行為の結果：
前近代。

(4)研究成果の一部を平成23年5月15日
に武蔵野大学・日曜講演会で「ポスト・モダ
ン社会における宗教の意義 裁判員と死刑

」と題して、講演した。[梗概]死者を埋
葬するようになって、初めて人類は人間性を
獲得した。ただの動物ではなくなったのであ
る。生者と死者の関係の三様態に基づく脱近
代倫理には、法律的倫理、道徳的倫理、宗教
的倫理の三領域がある。今やポスト・モダン
社会の日本では、国民のだれもが裁判員とし
て死刑に直面せざるをえない。宗教倫理の意
義がますます重要となる。脱近代倫理の3
領域。生者と死者の相関関係の3様態に基
づく脱近代倫理の3領域の特徴：(脱近代倫理：
ポストモダン倫理：メタ倫理) 法律：生
者のための倫理・生者と生者の関係・3人称
の死・功利主義的正義、道徳：生者死者の対
等倫理・生者と死者の関係・2人称の死・定
言命法的正義、宗教：死者のための倫理・
死者と生者の関係・1人称の死・同害報復的
正義 [目次]梗概：裁判員制度と死刑

*脱近代倫理の3領域 *キリスト教の霊
魂の不死生論 (0)はじめに：裁判員制度
とカント哲学 トランス・モダンの倫理学
*裁判員裁判のために 殺人行為の3領域

(1)死刑と裁判員 *世界の所得ピラ
ミッドと近代倫理の3領域 (2)カントの
刑罰論と死刑論 *人権実現図 (3)カント
の自殺論 (4)近代死刑論争 カントの
道徳主義的存置論とベッカリアの功利主
義的廃止論 (5)近代刑罰論の二つのタ
イプ カントの道徳主義とベッカリアの
功利主義 (6)近代死刑論の二つのタ
イプ カントの道徳主義とベッカリアの功
利主義 (7)ラ・トブルフの脱近代的死
刑廃止論 行為から行為者へ *日本
とシエラレオネの死亡率曲線 (8)団藤重
光の脱近代的死刑廃止論 人格責任論と
動的刑罰論 (9)カントと団藤重光 <
死刑に値する>と<生きるに値しない> -
*世界各国の平均寿命と健康寿命 (10)結
び：宗教と死刑 ポスト・モダン社会にお
ける宗教の意義 *アリストテレスの生命
魂論 *現代脳神経科学と人間的回路

*幻肢と幻影

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

[雑誌論文](計 6件)

HIRATA, Toshihiro, "On the Purpose of
Japanese Education and its Problem:
Individualism and Contextualism",
BULLETIN OF GRADUATE SCHOOL
OF TEACHER TRAINING
YAMAGATA UNIVERSITY, No.2,
pp.6-9, 2011, 査読有。

平田俊博、「カントの感性論とバーチャ
ル・リアリティ」, 研究代表者：小熊正久
編『メディアの哲学の構築 画像の役割
の検討を中心として』(平成19年度～平
成21年度科学研究費補助金・基盤研究C
研究成果報告書) 48-52頁、2010年、
査読無。

平田俊博、「儒教・仏教的人間観とヘレニ
ズム・ヘブライズム的人間観の近代的統
合の試みとしての和辻倫理学」, 研究代
表者：藤田正勝編『西洋哲学との比較とい
う視座から見た日本哲学の特徴およびそ
の可能性について』(平成19年度～平成
21年度科学研究費補助金・基盤研究B
研究成果報告書) 129-142頁、2010年、
査読無。

平田俊博、「道徳と倫理」, 『地球システ
ム・倫理学会ニューズレター』No.1、6
-7頁、2009年、査読無。

平田俊博、「宗教と死刑 キリスト教と近
代功利主義」, 地球システム・倫理学会
編『地球システム・倫理学会会報 第3
号』, 113-130頁、2008年、査読有。

平田俊博、「カントとフランス・ベー
コン(上) カントの理性論」, 京都ヘー
ゲル讀書会編『ヘーゲル學報 西洋近現
代哲學研究』第六号、108-124頁、2008
年、査読有。

[学会発表](計 14件)

平田俊博、「カントと純粹理性批判の法廷
ベーコン・モデルとホプズ・モデル」
(招待発表) 京都ヘーゲル讀書会、2010年
7月4日、愛媛大学

平田俊博、「日本仏教学の未来と責任 宗
教と哲学の間で」, 地球システム・倫理学
会、2010年6月26日、御茶ノ水女子大学

平田俊博、「裁判員制度とカント哲学 ト
ランスモダンの倫理学」, 日本哲学会、2010

年 5 月 16 日、大分大学

平田俊博、「西洋と日本の人間観の比較
儒教・仏教の人間観とヘレニズム・ヘブライ
ズムの人間観の近代的統合の試みとしての
日本哲学」」、京大藤田科学研究会、2009 年
12 月 20 日、京都大学

平田俊博、「カントの感性概念の諸相 こ
ころの在り処」」、日本カント協会、2009 年
11 月 21 日、立正大学

平田俊博、「裁判員制度と死刑制度」」、日本
倫理学会、2009 年 10 月 17 日、南山大学

平田俊博、「カントと感性論」」、カント研究
会、2009 年 9 月 27 日、大東文化大学法科大学
学院

平田俊博、「カントの感性論とバーチャ
ル・リアリティ」」、メディア科学研究会、2009
年 8 月 24 日、山形大学

平田俊博、「トランス・モダンの生命倫理
死者と共生する生者」」、地球システム・
倫理学会、2009 年 6 月 27 日、大正大学

平田俊博、「生命倫理と宗教倫理 生者と
死者の共生」」、日本生命倫理学会、2008 年
11 月 30 日、九州大学

平田俊博、「教育の目的としての人格の完
成について 近代日本における近代倫理・仏
教倫理・儒教倫理の相克」」、中日教師教育
学術研究集会、2008 年 11 月 19 日、北京師
範大学

平田俊博、「カントと親鸞 信の思想」」、
日本仏教教育学会、2008 年 11 月 15 日、京
都・華頂短期大学

平田俊博、「学校教育と教員の在り方 教
員免許状更新講習と教職大学院」」、日本教
育大学協会、2008 年 10 月 25 日、三重大学

平田俊博、「臨床的な死と生の倫理 近代
哲学の射程と現代倫理学の限界」」、日本臨
床死生学会、2008 年 9 月 7 日、札幌市「か
でる 2・7」

〔図書〕(計 1 件)

平田俊博(服部英二・立木教夫らとの共訳)
麗澤大学出版会、ジェローム・バンデ編『地
球との和解 人類と地球にはどんな未来が
あるのか』、2009 年、1-260 頁。

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

平田 俊博 (HIRATA TOSHIHIRO)

山形大学・大学院教育実践研究科・教授

研究者番号：60113974